

～生命・自由権と平等権から気候変動の悪影響から保護される権利を確認

インドは中国、アメリカに続く世界第3位の温室効果ガスの排出国であるとともに、気候変動の深刻な影響を最も受けやすい国の一つでもあります。多くの社会的課題も抱えています。そのインドで、2024年3月21日、最高裁判所は「気候変動の悪影響から自由である権利」が国民の基本権権利であることを宣言しました。この権利は、インド憲法の生命と自由の権利（21条）と平等の権利（14条）から導かれ、これはインド憲法48条Aの環境権と表裏一体をなすものとなりました。インド最高裁判所が気候変動の悪影響に対する市民の権利に新たな地平を開いたものといえるでしょう。

■ インドの若者訴訟

この判決にもつながる訴訟の一つに、リディマ事件があります。2017年3月、ヒマラヤの麓のウッタラカンド州のリディマ・パンディが、気候変動の影響から護られる権利があるとして、インド国立環境裁判所に提訴した事件です。国に対し、温室効果ガス排出の影響を評価できる国家炭素予算を作成することなどを求めています。この訴訟も、モンタナ訴訟などを支えた Our Children's Trust が支えてきた訴訟です。

しかし、国立環境裁判所は2019年1月15日、「気候変動は1986年環境保護法に基づく影響評価のプロセスでカバーされる事項であり、パリ協定やその他の国際議定書がインド政府の政策に反映されていない、あるいは環境許可を与える際に考慮されていないと推定する理由はない」として、訴えを却下していました。

それから長い時間が経過しましたが、インド最高裁判所は2024年12月、2名のアマカス・キュリエ（法廷助言者）を任命し、積極的に取り組む姿勢を見せました。法廷助言者はエネルギー、電力、運輸、石油・天然ガス、繊維、科学技術など関係する重要な省庁間の連携が不可欠であるとの意見を提出し、これを受けて最高裁判所は2025年2月21日、政府に対し、より積極的な気候変動対策を求めました。判決では、1) 気候変動は、極端な気候現象の増加によって生態系を脅かす

だけでなく、公衆衛生の悪化、農業生産性の低下など、人間の生活や生計、経済へも深刻な影響を及ぼすこと、2) インドのように人口が多く、急速に発展している国では、多くの人々が気候の影響を受けやすい部門に依存して生計を立てており、その対応は、環境保護の枠組みを超え、経済レジリエンス、社会的正義、持続可能な開発の緊急課題として浮上していること、3) こうした状況を受けて、国際社会は国連のもとで協調した行動をとる必要があり、既存の法的枠組みは方向性を示す枠組みを定めているものの、その執行可能性と法的拘束力が不足しているという課題があることを指摘しています。そのうえで、インドでは、環境省、再生可能エネルギー・電力・都市開発省、石油・天然ガス省、繊維省、および科学技術省など、再生可能エネルギー、電力、都市開発、石油・天然ガス、繊維、科学技術省など、関連する省庁に対し協力を指示しました。危険な気候変動の悪影響から人々を護るためには、司法の役割が決定的に重要であると同時に、救済の実現には行政や市民との協働が必要であることを示しています。

■ 野鳥保護と太陽光発電送電網事件の先例

この判決に先立って、インド最高裁判所は2024年3月21日、今日の気候変動問題への対応の指針となる重要な決定をし、気候変動の悪影響から自由である権利を、憲法上の基本的権利として確立させていました。

この事件は、野生生物の研究者であるMK Ranjitsinthなどがインド政府などに、絶滅危惧種であるインドオオノガン（Great Indian Bustard）とインドショウノガン（Lesser Florican）を保護するために太陽光発電の送電網の地中化を求めた事件です。他方で、インドは気候変動対策の柱として、再生可能エネルギーへの転換、なかでも太陽光発電を重視しています。野生生態系の保護と気候変動による世代間公平はともに重要な課題です。Green対Green事件としても知られている事件です。

インド最高裁判所は2021年4月19日、この鳥の

保護のために約 99,000 平方キロメートルの地域での送電線の架設を制限する決定をしていました。この範囲内では送電網を地中化する必要があるとしたものです。ところが今回の判決は「気候変動の悪影響に対する権利」を明確に示し、その観点とインドオオノガンの保護のための対策について検討しました。そして送電線架設への制限を約 13,163 平方キロメートルに限定し、太陽光発電の設置要件を緩和しました。

その理由のなかで最高裁判所は、「気候変動の影響を受けない、安定的で清潔な環境がなければ、生命の権利は完全に実現されない」と述べています。気候変動の社会経済的影響は、インドのような急速に発展する国々で特に深刻であること、これらの国々では、膨大な人口が気候の影響を受けやすい産業に依存して生計を立てていること、気候変動への対応は環境保護の枠組みを超え、経済的回復力や社会的正義の観点からも重要で、気候変動の有害な影響が市民の基本権を侵

害することを強調し、インド憲法の生命権と自由権（第 21 条）および平等権（第 14 条）の従前の解釈を拡大し、気候変動の悪影響からの保護がそこに含まれると判示したものです。そして、送電インフラの整備と鳥類保護対策を検討する新たな専門委員会の設置を指示しました。この判決で示された考え方が、その後のリディマ事件におけるインド最高裁判所の新たな動きにもつながったものといえるでしょう。絶滅危惧種の鳥類など生態系を保護しながら、インドが化石燃料ベースのエネルギー資源から脱却し、深刻な気候変動の影響の悪化を緩和し、排出量を削減する国際的コミットメントとのバランスを、市民も参加したプロセスで議論することの重要性も指摘しています。気候変動問題に対する司法の役割と、その可能性を模索する姿勢がうかがわれます。

（浅岡美恵）



絶滅危惧種のインドオオノガン